四　第三条第七号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、ツーステップ・ローンを原資とした貸付け等の総額、件数その他の事項

五　第三条第八号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、次に掲げる事項

イ　ツーステップ・ローンを原資とした貸付け等の総額、件数その他の事項

ロ　イのうち、社債の取得及び社債の償還に必要な資金の貸付けの総額、件数その他の事項

ハ　コミットメント・ライン契約の総額、件数その他の事項

ニ　保証の総額、件数その他の事項

ホ　損害担保取引の対象となった貸付け等の総額、件数その他の事項

ヘ　利子補給の対象となった貸付けの総額、件数その他の事項

六　第九条第一号及び第二号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、次に掲げる事項

イ　ツーステップ・ローンを原資とした貸付け等の総額、件数その他の事項

ロ　損害担保取引の対象となった貸付け等の総額、件数その他の事項

ハ　利子補給の対象となった貸付けの総額、件数その他の事項

（共通事項）

**第十五条**　危機対応業務の実施は、主務大臣から指示を受けた指定金融機関に限り行うものとする。

（改定）

**第十六条**　主務大臣は、東日本大震災に関する事案に関する危機対応業務については、東日本大震災による被害の状況、企業の業況又は資金繰りの改善の状況等を踏まえ、この定めに係る危機対応業務の実施期間、対象、条件等について、改定するものとする。

2　主務大臣は、災害等に係る事案に関する危機対応業務については、災害等による被害の状況、企業の業況の改善の状況等を踏まえ、半期ごとを目途に見直しを行うものとする。

**○関東地方整備局告示第三百五十九号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十六年十月十七日

関東地方整備局長　越智　繁雄

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四百六十八号

(三)　道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員 | 延長 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 成田市吉岡字大安場一三一〇番五から同市吉岡字来光台一一五五番一まで | 前 | 二九・五四～三三六・〇〇メートル | 〇・四八六キロメートル | |
| | 後 | 二九・五四～三六八・三七 | 〇・四八六 | |

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局常総国道事務所

**○関東地方整備局告示第三百六十号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年十月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年十月十七日

関東地方整備局長　越智　繁雄

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四百六十八号

(三)　道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員 | 延長 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 深谷市東方字境堀二七六番一から前橋市田口町字下田尻一二二番一まで | 前 | 七・一〇～一九・〇〇メートル | 五二・九四〇キロメートル | 上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 |
| | 後 | A 七・一〇～一九・〇〇<br>B 二二・〇〇～一九四・〇〇 | A 五二・九四〇<br>B 四〇・五三四 | |

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局高崎河川国道事務所

**○関東地方整備局告示第三百六十一号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年十月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年十月十七日

関東地方整備局長　越智　繁雄

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四百六十八号

(三)　道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員 | 延長 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 茨城県猿島郡境町大字山崎字水操前三二九番一から坂東市冨田字北原一四〇八番一まで | 前 | 四五・一九～六七・〇三メートル | 六・七六〇キロメートル | |
| | 後 | 五二・二〇～八七・二四 | 六・七六〇 | |

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局北首都国道事務所

**○関東地方整備局告示第三百六十二号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年十月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年十月十七日

関東地方整備局長　越智　繁雄

| 路線名 | 供用開始の区間 | 図面縦覧場所 |
|---|---|---|
| 一号 | 藤沢市城南五丁目七〇九番一地先から同市城南二丁目二六五九番一地先まで | 関東地方整備局及び同局横浜国道事務所 |

供用開始の期日　平成二十六年十月十七日

**○関東地方整備局告示第三百六十三号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年十月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年十月十七日

関東地方整備局長　越智　繁雄

| 路線名 | 供用開始の区間 | 図面縦覧場所 |
|---|---|---|
| 四百六十八号 | 茨城県猿島郡境町大字山崎字水操前三二九番一地先から坂東市冨田字北原一四〇八番一地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。） | 関東地方整備局及び同局北首都国道事務所 |

供用開始の期日　平成二十六年十月十七日

**○北陸地方整備局告示第九十号**

浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第十六条の規定に基づき、平成二十六年十月一日付けをもって次のように工場において製造される浄化槽の型式の認定を更新したので、同法第十九条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十六年十月十七日

北陸地方整備局長　野田　徹